◎議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第8、議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。小関税務課長。

○税務課長(小関雄司君) 議案第4号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制 定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年6月13日提出。白老町長。

続いまして附則でございます。6ページになります。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中白老町条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中白老町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る大きく改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中白老町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条の規定 平成27年4 月1日
- (4)第1条中白老町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに 1条第6項、附則第5条及び第6条の規定 平成28年4月1日
- (5)第1条中白老町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日
- (6)第1条中白老町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法の施行日 続きまして議案説明でございます。10ページでございます。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に交付され、原則として4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うため本条例等の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

〇議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

4番、大渕紀夫議員。

○4番(大渕紀夫君) 4番、大渕です。今回法人税及び軽自動車税の関係、議案説明資料に基づいて3、4、5は白老町に影響はすごくあるとは思いませんけれども、1と2法人税関係と軽自動車関係、軽自動車税は結構な値上がりですけれどもこれの影響金額はどれぐらいでしょうか。

- 〇議長(山本浩平君) 小関税務課長。
- ○税務課長(小関雄司君) 軽自動車税の税率の改正の影響額ということなのでお答えいたします。この税につきましては新たに 27 年4月以降に購入した車に対してと、あと 28 年度以降の重油課税の部分で 14 年経過した車にかかります。それを今現在概算で見積もった中ではおよそ 500 万円程度の収入増になるのではないかということを見込んでいます。ただ今現在なので例えば 14 年経過した車が今後 1 年ちょっとの間で購入されれば、その分は重油課税に加算されないということで額は変わりますけれども今現在では大体 500 万円程度の増額になるかということを見込んでおります。

法人税の①の法人町民税のほうが町に影響する部分でございます。この部分では 2.6%の引き下げということになります。この分で今うちのほうで見積もっているのは平成 25 年ベースの課税額で見積もった中では 2.6%下がるということで、それを額に換算すると約 1,070 万円ほどが引き下げられる額になるということで算定しております。以上でございます。

○議長(山本浩平君) ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに 賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。